

④ 役員要件

○ 法人運営の経営責任者

株式会社	→	取締役
合名会社	}	→ 業務執行権を有する社員
合資会社		
合同会社		
農事組合法人	→	理事

農地所有適格法人 → 会社組織の場合、下記の要件を満たす必要があります。

農事組合法人 → 理事は、農民たる組合員に限られています。

農地所有適格法人

農業常時従事者である構成員が理事等の数の過半を占める必要があります。

また、理事等又は省令で定める使用人のうち1人以上の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事することが必要とされています。

(その理事等がその法人の行う農業に年間従事する日数の1/2を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満の時は、その日数「例えば、その理事等がその法人の農業に従事する日数が100日なら50日を超える最小の日数である51日」)

なお、「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷き藁の取り換え等、耕作又は養畜に直接必要な作業をいいます。

よって、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等は農作業に含まれません。

ア 他の法人からの出向者の場合

農地所有適格法人の業務執行役員について、他の法人からの出向者、他の法人の役員の地位を兼務する者、農業以外の事業を兼業するものなどは、住所・農業従事経験・給与支払い形態又は所得源などから、当該法人の農業に常時従事する者であると認められない場合があります。

(別添 「農地所有適格法人の子会社設立(グループ会社化)における農地取得の特例」を参照)

イ 業務執行役員のうち代表権を有する者

農地所有適格法人による効率的利用を図るためには、その法人の業務執行役員のうち代表権を有する者は、農業が営まれる地域に居住し、その行う農業に常時従事する構成員であることが望ましい、とされています。